

第21回

西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

目次

資料1	ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項	・・・	1
資料2	議事（1）会長・副会長の選任及び部会・ワーキンググループの設置について	・・・	5
資料3	議事（2）教育・保育の量の見込み及び確保方策の見直し	・・・	14

ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項

ロードマップ

	平成 29 年度						
	第 18 回 4.24	第 19 回 5.30	第 20 回 7.18	第 21 回 8.21	第 22 回 H29.10	第 23 回 H29.11 (予備日)	第 24 回 H30.2
西宮市子ども・子育て支援事業計画（事業計画）と 西宮市次世代育成支援行動計画（次世代計画）の一体化							
計画の構成	●						
記載事項の決定	○	○	○	○	●		
第 1 編 計画の策定にあたって							
第 2 編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状		○	○	○	●		
第 3 編 計画の基本的な考え方	○	○	○	○	●		
第 4 編 計画の施策内容 施策体系・重点施策・施策の展開	○	○	○	○	●		
第 5 編 計画の推進にあたって				○	●		
第 6 編 資料集			○	○	●		
計画全体の審議				○	○※		●
西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価							●

○＝審議、●＝審議終了（確定）

※平成 29 年 10 月（予備日 11 月）に素案を確定させ、平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月（予定）に
パブリックコメントを実施

第 20 回西宮市子ども・子育て会議 審議等まとめ

議事（１）（仮）西宮市子ども・子育て支援事業計画 西宮市次世代育成支援行動計画【骨子案】

事務局から、新プランの骨子案について、「第４編計画の施策内容 重点施策」の説明を受けたところ、次の意見、質問が出された。

全体

- ・「現状・課題」と「課題解決に向けた取組」の整合性をとる必要がある。
- ・重点施策のテーマに「充実」とある場合、課題に充実という言葉を入れるか検討するべきである。
- ・事業計画を策定する際に話し合った内容も盛り込むべきではないか。
- ・新制度の仕組みについて、言語の説明など触れておく必要がある。

1【乳幼児期】教育・保育環境の充実

- ・地域型保育事業に対する研修もしっかり重ねてほしい。
- ・合同研修とキャリアアップの仕組み・制度を見直してほしい。
- ・つながり事業において、支援が必要な子供の情報が上がってこない園には行政から働きかけを検討してほしい。
- ・小学校に上がるときの仕組みが確立していない。

2【学童期】放課後の子供の居場所の充実

- ・保育需要が増えているということは必然的に育成センターの需要も増えてくる。
保育需要を加味した推計については、量の見込みに反映されるのか。
- ・児童館のアウトリーチについて、中高生の居場所づくりについてはこの重点施策で言及する必要はないと考える。
- ・中高生のアンケート結果も踏まえ、計画に盛り込めるか会議で謀りたい。
- ・今後の児童館に期待される役割について言及した方がよい。
- ・また人口減少が考えられる地域等の空き教室の利用や、人口変動が無い地域での待機児童対策や居場所づくりについて考えを示していくべきである。
- ・推計を計画の中にどのように載せていくか検討が必要である。
- ・発達障害のある子供の居場所としても児童館はよい資源である。

3 障害のある子供への支援の充実

- ・つながり事業において、支援が必要な子供の情報が上がってこない園には行政から働きかけを検討してほしい。
- ・不登校の子供の中に、発達障害のある子供も関係しているのではないか。

4 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援

- 1歳6か月から3歳までの健診が無い期間になにか対策が打てないか。
- 行政の取組も大事だが、民間など様々なところから提案があるとよい。
- 子育て世代包括支援センターについて、誰が何をしているか分かりやすく示すべきである。
- 4か月児健診が個人による対応の差が無く、母親にとって安心できるものとなるべきである。
そうすることによって母親も何かあった際に市に問い合わせをしようと思う。
- 健やか赤ちゃん訪問事業で確認できなかった家庭については、状況を把握し、民生委員・児童委員に情報提供を早くしてほしい。
- 健診についての利用者アンケートをとることも検討してほしい。

5 乳幼児期から子育て期の不安・負担の軽減

- 「子育て支援のネットワーク化」について、子育てコンシェルジュを生かすという記述がない。
子育てサークルや子育て支援者のネットワーク化にはコンシェルジュの力が最も大事である。
- 「負担感を軽減する取組」として、子育てサークルや子育て支援の力とつながることを計画に盛り込めないか。
- 子育てコンシェルジュがもっと周知され、母親が相談できる場所と認識できれば負担感の軽減にもつながる。
- 相談する相手がいない母親に対して、気軽に話ができる場所の提供としては私立園がもっと手助けできるのではないか。
- ファミリー・サポート・センターはあくまでも善意の活動であることを利用者にも理解してもらう必要がある。
線引きを設けることで、提供会員を増やすことにもつながるのではないか。

8 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 家事と仕事を両立している男性のロールモデルがあると良い。
- 父親対象の事業について、市としては拡充だけではなく発信することも大事である。
- 父親が休みを取って、園の行事に参加などするためには後押しが必要である。

第21回西宮市子ども・子育て会議 審議等事項

議事（1）会長・副会長の選任及び部会・ワーキンググループの設置について

議事（2）教育・保育の量の見込み及び確保方策の見直しについて

子ども・子育て支援事業計画の中間見直しとして、教育・保育の量の見込みと確保方策の修正案について、説明を受けた後、質疑応答を行う。

議事（3）（仮）西宮市子ども・子育て支援事業計画 西宮市次世代育成支援行動計画【骨子案】

「第4編計画の施策内容 重点施策」について、説明を受けた後、質疑応答を行う。

議事（１）会長・副会長の選任及び部会・ワーキンググループの設置について

1 条例・要綱等

1) 西宮市附属機関条例（抄）

（設置）

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附属機関の運営）

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（第4条～第39条 省略）

（西宮市子ども・子育て会議の特例）

第39条の2 西宮市子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。

4 西宮市子ども・子育て会議は、部会の決議をもって西宮市子ども・子育て会議の決議とすることができる。

(第40条～第47条 省略)

(意見聴取等)

第48条 附属機関は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第49条 附属機関の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第50条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その属する執行機関等又は当該附属機関が定める。

(付則 省略)

別表(第1条、第2条、第22条、第29条、第44条、第47条関係)(子ども・子育て会議部分のみ抽出)

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項	西宮市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務についての調査及び審議	20人	子どもの保護者 事業主の代表者 労働者の代表者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 子ども・子育てに関し優れた識見を有する者

(参考) 子ども・子育て支援法

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

2) 西宮市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。以下「条例」という。）第50条の規定に基づき、西宮市子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により非公開とすることができる。

- (1) 西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき
- 2 会議の傍聴を希望する者は、別記様式により西宮市子ども・子育て会議傍聴申請書を会長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 会長は、傍聴希望者が、第5項の規定による退場を命じられたことがある等会議の円滑な進行を妨げるおそれのあるものと判断するときは、前項の許可をしない。
- 4 会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合、第6条に規定する課（以下「事務局」という。）において、あらかじめ、会場の状況等により傍聴可能な人数を決め、希望者が当該人数を超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。
- 5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。
- (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

(会議録の調製)

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(部会の設置)

第4条 審議会は、子ども・子育て支援法第77条第1項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するため、審議会とは別に条例第39条の2の規定に基づき、部会を置くものとする。

(ワーキンググループの設置)

第5条 審議会は、会議の進行を円滑に進めるため、審議会とは別にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置及び運営に必要な事項は別に定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、こども支援局子供支援総括室子供支援総務課において処理する。

(部会に対する準用)

第7条 第2条、第3条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第2条第2項から第5項まで及び第3条中「会長」とあるのは「部会長」と、前条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

西宮市子ども・子育て会議 傍聴申請書

年 月 日

西宮市子ども・子育て会議 会長 様

申請者住所：

申請者氏名：

連絡先電話：

下記の注意事項を確認のうえ、西宮市子ども・子育て会議の傍聴を申請します。

※注意事項

- 1 傍聴希望者多数の場合、傍聴者を制限することがあります。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、退場を命じます。
 - (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
 - (4) (1) から(3) に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき
- 3 上記2により退場を命じられた場合、次回以降の西宮市子ども・子育て会議の傍聴は許可されません。

3) 西宮市参画と協働の推進に関する条例（抄）

（附属機関等）

第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

(1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
(2) 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合

(2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことによむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

4) 西宮市情報公開条例（抄）

（公開義務）

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができない情報

(2) 通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報で、特定の個人が識別されうるもの。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活若しくは環境に重大な影響を及ぼすおそれのある違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。

(4) 市と国、地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）との間の協議依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、当該国等との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められるもの

(5) 市の内部又は市と国等との間における調査、検討、審議、企画等の意思形成過程に関する情報で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業又はこれと同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの

(7) 公開することにより、人の生命、身体若しくは財産等の保護、公共の安全又は秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

5) 西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、西宮市子ども・子育て会議運営要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 西宮市子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）の課題整理及び資料整理等を行い、審議会の会議を円滑に進めるため、別表ワーキンググループの欄に掲げるワーキンググループを設置する。

(所掌事務)

第3条 ワーキンググループは、別表担任事項の欄に関する次に掲げる事務について意見を交換する。

- (1) 審議会で調査及び審議する事項の課題整理
- (2) 審議会で審議するための資料整理
- (3) その他審議会の会議を円滑に進めるために必要な事項

(構成員等)

第4条 ワーキンググループは、審議会委員の中から審議会の会長が指名する者で構成する。

- 2 ワーキンググループに座長を置き、座長は、構成員の中から審議会の会長が指名する。
- 3 座長は、当該ワーキンググループを召集し、意見交換を進行し、及びとりまとめる。
- 4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する構成員その他の者がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、審議会委員以外の者をワーキンググループの会議に呼び、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループでの意見)

第5条 ワーキンググループにおける意見交換の結果は、審議会の決議を拘束しない。

(非公開)

第6条 ワーキンググループは、構成員の公正かつ円滑な意見交換のため、非公開とする。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、こども支援局子供支援総括室子供支援総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成25年8月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表

ワーキンググループ	担任事項
評価検討ワーキンググループ	西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の 評価に関する事項
	西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価に関 する事項

議事（2）教育・保育の量の見込み及び確保方策の見直しについて

1. 子ども・子育て支援事業計画中間年の見直しについて

子ども・子育て支援事業計画については、平成 26 年度に設定した量の見込みと実績が大きく乖離している場合には、計画の中間年（平成 29 年度）に、計画の見直しが必要とされている。

教育・保育の量の見込みについては、これまでの実績と大きく乖離していることから、以下のとおり見直しを行い、地域子ども・子育て支援事業（13 事業）については、平成 30 年から 31 年度にかけて、32 年度以降の量の見込みを新たに設定することから、その際に見直しを行うこととする。

2. 2号認定、3号認定の量の見込みの見直し

【量の見込みと実績の乖離状況】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	6,396 人	6,563 人	6,727 人	6,890 人	7,053 人
2号認定	3,424 人	3,469 人	3,513 人	3,557 人	3,601 人
3号認定	2,972 人	3,094 人	3,214 人	3,333 人	3,452 人
実績	7,198 人	7,776 人	8,091 人		
2号認定（需要率）	3,759 人 (27.30%)	4,006 人 (29.37%)	4,159 人 ① (30.88%)		
3号認定（需要率）	3,439 人 (25.44%)	3,770 人 (28.23%)	3,932 人 (30.22%)		
乖離状況	12.5%	18.5%	20.3%		

【見直し方法】

国の算出手引きでは、直近の状況を鑑みて設定することとされている。

本市においては、昨年度、直近5か年の状況を踏まえ、平成 31 年度までに約 1,500 人の入所枠拡大を図る対策方針を示しているため、量の見込みを対策方針に合わせて見直しすることとする。

	H30	H31
見直し後の量の見込み	8,244 人	8,578 人
2号認定	4,246 人 (31.70%)	4,392 人 ② (33.10%)
3号認定	3,997 人 (30.56%)	4,185 人 (32.33%)

3. 1号認定の量の見込みの見直し

【量の見込みと実績の乖離状況】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	9,394人	9,340人	9,244人	8,982人	8,693人
1号認定	7,744人	7,699人	7,619人	7,394人	7,144人
2号認定（学校教育の利用希望）	1,650人	1,641人	1,625人	1,588人	1,549人
実績※各年5/1の幼稚園等在籍児童数 （1号認定の需要率）	8,659人 (62.89%)	8,455人 (61.99%)	8,243人 ③(61.20%)		
乖離状況	▲7.8%	▲9.5%	▲10.8%		

【見直し方法】

国の算出手引きでは、直近の実績値から2号認定の需要率の増加分を考慮して設定することとされている。

$$\begin{aligned}
 \text{平成31年度1号認定の需要率} &= \text{需要率（実績）} - \text{2号認定の需要率（保育需要率）の増加分} \\
 \text{【58.98\%】} &= \text{【61.2\%】} - \text{【2.22\%（33.10\% - 30.88\%）】} \\
 &\qquad\qquad\qquad \text{③} \qquad\qquad\qquad \text{②} \qquad\qquad\qquad \text{①}
 \end{aligned}$$

	H30	H31
見直し後の量の見込み	8,015人 (60.38%)	7,715人 (58.98%)
1号認定	6,598人	6,340人
2号認定（学校教育の利用希望）	1,417人	1,375人